

【お知らせ】RFI 公告

情報提供依頼について

防衛省は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）に基づき、民間船舶の運航・管理事業（以下「現行事業」という。）を実施する民間事業者を選定し、平成28年から当該民間事業者が事業を実施しています。

現在、防衛省では現行事業が終了した後の事業（以下「次期事業」という。）に係る検討を進めており、次期事業に関連する知見・能力を有する民間事業者に対して、下記の要領で情報提供を求めますので、ご協力をお願いいたします。

令和4年8月29日

防衛省統合幕僚監部首席後方補給官

記

1 情報提供依頼の目的

本依頼は、次期事業をPFI方式等により実施する場合の事業条件等の検討に当たって、次期事業に関連する知見・能力を有すると考えられる民間事業者から当該検討に資する情報を幅広く収集することにより、次期事業を確実かつ円滑に進めることを目的とする。

2 情報提供を求める項目

5の提示書類を参考とし、次の事項について情報提供を求める。なお、情報提供依頼の詳細な内容については、5に示す情報要求書で提示する。

- (1) 次期事業の事業スキームについて
- (2) 次期事業に活用可能な候補船舶について
- (3) 次期事業における船舶の運航・管理及び船員の確保等について

3 情報提供を希望する企業に求める要件

情報提供を希望する企業には、以下の(1)(2)(3)の要件をすべて満足することを求める。

- (1) 総トン数400トン以上の船舶を用いた日本国内の内航輸送（旅客又は貨物）に関して以下のいずれかの実績を有する企業
 - ア 船舶運航業務の実績（自ら所有する船舶又は他者が所有する船舶の運航実績）
 - イ 第1種船舶管理事業者として船舶の保守・運行管理や船員雇用・配乗等の業務を行った実績
 - ウ 自社以外の船舶運航業者が行う運送を利用して海上運送を行った実績
 - エ ア又はウの実績を有する事業者と連携して海上輸送に関する調整を行った実績
- (2) 防衛省が取り扱い上の注意を要する文書等の開示について適当であると認める企業
- (3) 現時点において、次期事業への参加意欲を有している企業

4 情報提供に係る意思の確認

情報提供に応じる企業は、令和4年9月22日（木）17時までに、情報提供意思表明書（別紙第1）を8の担当窓口に提出すること（メールで提出する場合はPDF形式とする）。また、併せて、3（1）の要件を確認できる書類を添付すること。

5 提示書類

情報提供意思表明書を提出した企業のうち、3の要件を満たしていることを防衛省が確認した企業（以下「情報提供企業」という。）に対して、次期事業等に関する補足情報を含む情報要求書を提示する。

なお、情報要求書には取り扱い上の注意を要する文書等が含まれるため、提示を受けるにあたり、情報の保全に関する誓約書（別紙第2）を提出すること（メールで提出する場合はPDF形式とする）。

6 情報提供書の提出

（1）情報提供書の作成

情報提供企業は、情報要求書で求められる事項に対する回答文書（以下「情報提供書」という。）を作成し、令和4年9月30日（金）17時までに、郵送又は持参により、担当窓口に提出すること。

（2）情報提供書の様式等

情報提供書は、原則A4サイズ（縦横自由。必要に応じてA3判折り込み可）とし、紙媒体1部及び電磁的記録媒体（CD-R）1部を提出すること。なお、電磁的記録媒体に記録するデータについては、Microsoft Office形式又はPDF形式とすること。

（3）ヒアリング等の実施

情報提供書を提出した企業に対して、情報提供書の記載内容の確認等を目的としたヒアリングを実施する場合がある。ヒアリングの具体的な日時等は、ヒアリング対象となった企業と個別に調整する。

7 留意事項

（1）情報提供書は返却しない。

（2）情報提供書の作成に必要な一切の費用は、情報提供企業の負担とする。

（3）情報提供企業から提出された情報書は原則、非公表とする。ただし、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年法律第42号）に基づく開示請求等があった場合、情報提供企業と協議のうえ、情報提供企業の利益が著しく阻害されると認められる内容以外の内容は開示する場合がある。

（4）情報提供書の内容を、防衛省における検討資料の作成に活用する場合があることをあらかじめ了承した上で、情報提供書を提出すること。

（5）情報提供書の内容は、次期事業において民間事業者を選定する際に求める事業提案書の内容又は入札価格を拘束するものではない。

（6）情報提供書の提出をもって将来の契約を約束するものではない。また、情報提供書を提出しないことをもって、将来の契約において何ら不利益を与えるものではない。

（7）本依頼の期限によらず、提示書類の変更又は追加の際に、継続して協力を依頼する場合がある。

（8）当該情報提供依頼を通じて収集した情報の整理及び6（3）のヒアリングは、防衛省及び防衛省発注業務である「民間船舶の運航・管理事業」の次期事業に関する調査研究役務」の受託企業が実施する。

8 担当窓口

防衛省統合幕僚監部首席後方補給官付後方補給室

担 当：林

住 所：〒162-9903

東京都新宿区市谷本村町5番1号 (A棟14階)

電 話：03-3268-3111

内 線：30454

FAX：(内線) 30419

E-mail：j4hayashi@ext.js.mod.go.jp

防衛省統合幕僚監部
首席 後 方 補 給 官 殿

情報提供意思表示書

所 在 地
企 業 名
代表者氏名

「情報提供依頼について」（令和 4 年 8 月 2 9 日 防衛省統合幕僚監部首席後方補給官）
に記載された事項を承諾の上、情報提供に応じます。

担 当 者 氏 名	
所 属 部 署	
電 話 番 号	
F A X	
メールアドレス	
本事業で想定する 貴社の関与形態 （現時点で記載可 能であれば記載）	

※ 本文書の押印を省略する場合は、責任者及び担当者の部署、役職名、氏名、連絡先（電話番号、E－m a i l）を以下に記載

防衛省統合幕僚監部
首席後方補給官 殿

情報の保全に関する誓約書

【情報提供企業名】（以下「当社」という。）は、「情報提供依頼について」（令和4年8月29日 防衛省統合幕僚監部首席後方補給官）に基づき貴省から提示を受ける情報要求書により当社に対して開示される取り扱い上の注意を要する文書等について、次のとおり誓約します。

- 1 情報の漏洩等の事実があった場合は当社が一切の責任を負います。
- 2 貴省が指定する期日までに、全ての配布文書を返却します。
- 3 当社は、当社の従業員の故意又は過失により情報要求書が漏洩したときであっても、取り扱い上の責任を免れません。
- 4 当社は、情報要求書を当社の従業員で情報提供書の作成作業（以下「本作業」という。）に関係のある者のみに供覧します。
- 5 当社は、本作業に関係のある者に対しても、本作業に必要な限度をこえて情報要求書を供覧し、又は漏洩しません。
- 6 当社は、情報要求書の複製を行いません。
- 7 当社は、本作業に関係のない者をみだりに作業場所等の施設に立ち入らせ、又は近付かせません。
- 8 本作業により情報要求書の内容を知り得た取扱者が離職した後も、知り得た情報は本誓約書各項の規定と同様の管理体制により扱います。
- 9 貴省が必要と認めた時は、情報要求書の保全の状況に関する検査を受け入れ、又は必要な指示に従います。
- 10 当社は、情報の漏洩、紛失、破壊等が発生し、またそれらの疑い若しくは恐れがあったときは、適切な措置をとるとともに、その詳細を速やかに貴省へ報告します。

令和4年 月 日

所 在 地
企 業 名
代表者氏名